基徴発第０３２７００１号
平成１５年３月２７日

都道府県労働局労働基準部長　殿

労働基準局労働保険徴収課長

厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則に基づく社会保険労務士の認定について

標記については、平成１５年３月２７日付け基発第０３２７００３号（以下「施行通達」という。）をもって厚生労働省労働基準局長から通達されたところであるが、その運用及び留意事項については下記のとおりであるので、その事務処理に遺漏のないようにされたい。

記

１　構造改革特別区域の認定

内閣総理大臣により構造改革特別区域が認定され、当該構造改革特別区域において構造改革特別区域法（平成１４年法律第１８９号）第２０条に基づく社会保険労務士法の特例が実施されることとなった場合には、当課より関係都道府県労働局あて通知することとしていること。

２　社会保険労務士に係る認定事務

施行通達の記の第３により認定又は不認定の決定をするに当たり、社会保険労務士法施行規則（昭和４３年厚生省・労働省令第１号）第２２条に基づき社会保険労務士会（以下「社労士会」という。）から提出を受けている名簿の記載事項に疑義がある場合は、当該社労士会あて照会し、事実確認を行うこと。

３　認定に係る社会保険労務士についての名簿作成及び提出

施行通達の記の第３により認定を行った場合、構造改革特別区域ごとに、別添様式（案）により認定された社会保険労務士（以下「認定社労士」という。）の名簿を作成し、当課、関係地方公共団体及び社労士会あて提出すること。

当課への提出は、おおむね毎月１回（当該月に認定又は認定取消等がなかった場合は不要）、労働基準行政情報システム又はＦＡＸにより行うほか、関係地方公共団体及び社労士会に対しては、適宜要請等に応じて提出すること。

４　認定取消

施行通達の記の第４にあるとおり、認定社労士が当該認定後に社会保険労務士法（昭和４３年法律第８９号）第２５条に規定する懲戒処分を受けた場合には、認定を取り消され得るが、当該懲戒処分は厚生労働大臣が行うものであることから、本省において認定社労士に対する懲戒処分を行った場合は、関係都道府県労働局あて通知するので、当該認定社労士について、施行通達の記の第４に従い、認定を取り消すこと。

５　認定社労士による労働契約の締結等の実績について

認定社労士による労働契約の締結等の実績については、原則として全国社会保険労務士会連合会より各社労士会を通じて把握することとしていること。

別紙様式（案）

構造改革特別区域名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

構造改革特別区域の範囲　（都道府県名、郡市区町村名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　○○労働局

（平成○年○月○日現在）

番号	氏　　名	事務所の名称及び開業年月日	電　話　番　号	認　定　日	備　考
	登 録 番 号	事　務　所　の　所　在　地		認定取消等日	
例	厚 労 太 郎	厚労社会保険労務士事務所（平成１０年4月1日）	０３－１１１１－１１１１	平成１５年4月1日	
	○ ○ ○	〒100-9999　東京都千代田区霞が関○－○－○		平成　　年 月 日	
1					
2					